

調査レポート

2013
12

No.209

- 道内経済の動き
- 雇用と賃金の現状について
- 具体化してきた債権法改正の動向～「契約について」その2
- 道産食品の輸出促進に向けたHOP1サービスについて
- 海外見本市・展示会 有効活用のおすすめ

● 目 次 ●

道内経済の動き	1
調査：雇用と賃金の現状について	4
経営のポイント：年齢構成の改善、定着率の向上が課題 —企業の生の声—	10
経営のアドバイス：具体化してきた債権法改正の動向 ～「契約について」その2	13
アジアニュース：道産食品の輸出促進に向けたHOP 1 サービスについて	20
海外見本市・展示会 有効活用のススメ	23
主要経済指標	25

道内経済の動き

道内景気は、持ち直している。

需要面をみると、個人消費は百貨店販売額が増加しているほか、乗用車販売台数が底堅く推移するなど、明るい動きがみられる。住宅投資はゆるやかに持ち直している。公共投資は予算の拡大により、前年を大きく上回っている。輸出はアジアや大洋州、北米向けが増加している。

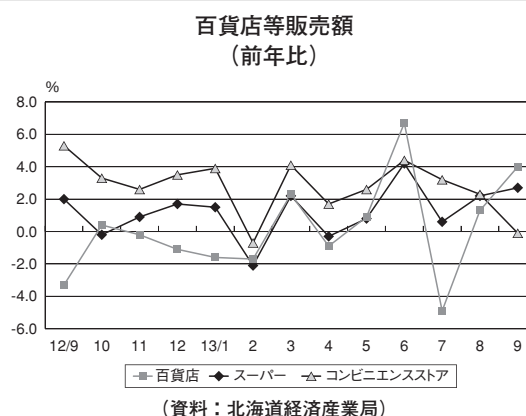
生産活動は持ち直しの動きがみられる。雇用情勢は有効求人倍率、新規求人数ともに改善が続いているほか、失業率も大幅に低下している。企業倒産は負債金額が増加したが、件数は減少している。

①大型小売店販売額～2か月連続で増加

9月の大型小売店販売額（全店ベース、前年比+3.0%）は、2か月連続で前年を上回った。

百貨店（前年比+4.0%）、スーパー（同+2.7%）とも、衣料品、身の回り品、飲食料品、その他のすべての品目で前年を上回った。

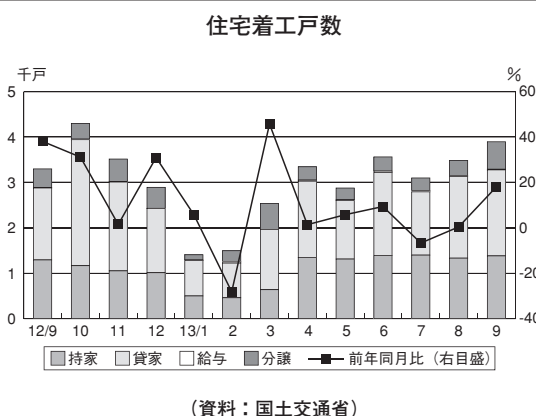
コンビニエンスストア（前年比▲0.1%）は、7か月ぶりに前年を下回った。



②住宅投資～2か月連続の増加

9月の新設住宅着工戸数は、3,898戸（前年比+18.1%）と2か月連続で前年を上回った。利用関係別では、貸家（同+19.5%）、分譲（同+48.2%）、持家（同+6.9%）のすべてが増加した。

4～9月累計では、20,273戸（前年比+4.7%）と前年を上回って推移している。利用関係別では、分譲（同▲3.1%）は減少しているが、持家（同+12.9%）、貸家（同+0.2%）が増加している。

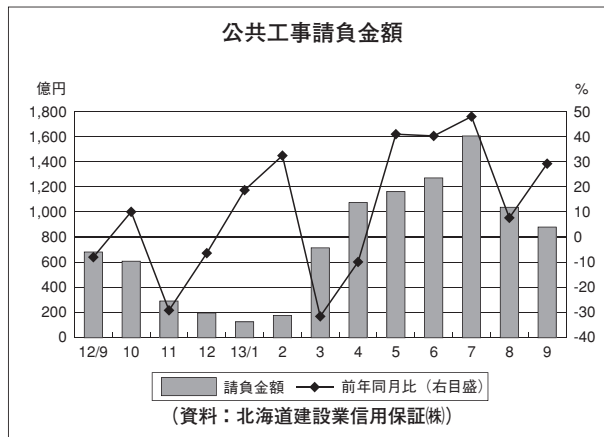


③公共投資～5か月連続の増加

9月の公共工事請負金額は、880億円（前年比+29.1%）と5か月連続で前年を上回った。

発注者別では、北海道（前年比▲3.9%）は前年を下回ったが、国（同+69.2%）、市町村（同+22.6%）は前年を上回った。

4～9月累計では、請負金額7,020億円（前年比+24.3%）と前年を上回った。

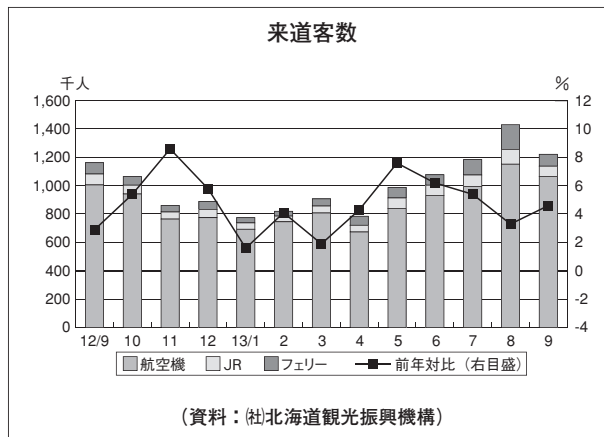


④来道客数～19か月連続で前年を上回る

9月の来道客数は1,222千人（前年比+4.6%）と19か月連続で前年を上回った。

4～9月累計では6,689千人と前年を5.1%上回った。

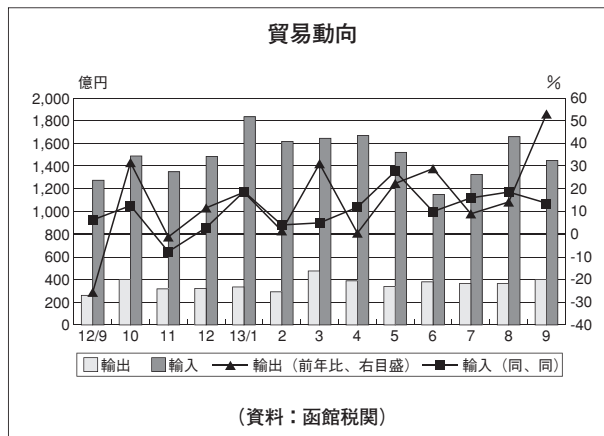
9月の新千歳空港輸送旅客数は前年に比べ7.2%増加した。国内線（前年比+6.5%）、国際線（同+22.7%）ともに前年を上回った。



⑤貿易動向～輸出・輸入とも10か月連続増加

9月の道内貿易額は、輸出が前年比53.0%増の400億円、輸入が同13.7%増の1,450億円となった。

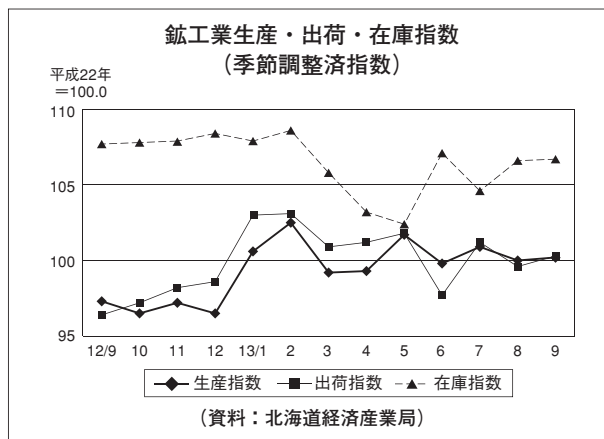
輸出は石油調製品や鉱物性タール・粗製薬品、魚介類・同調製品などが増加し、10か月連続で前年を上回った。輸入は原油・粗油などが増加し、10か月連続で前年を上回った。



⑥鉱工業生産～持ち直しの動き

9月の鉱工業生産指数は100.2（前月比+0.2%）と2か月ぶりに上昇し、前年比（原指数）では+3.9%と3か月連続で上昇した。

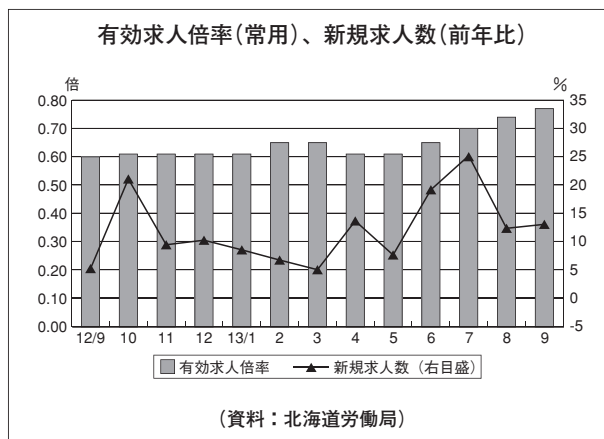
業種別では、前月に比べ、食料品工業、金属製品工業、パルプ・紙・紙加工品工業など9業種が低下したが、電気機械工業、化学工業、輸送機械工業など7業種が上昇した。



⑦雇用情勢～持ち直しの動きが続く

9月の有効求人倍率（パートを含む常用）は0.77倍となり、前月比で0.03ポイント、前年比では0.17ポイント上昇した。前年比は44か月連続の上昇となった。

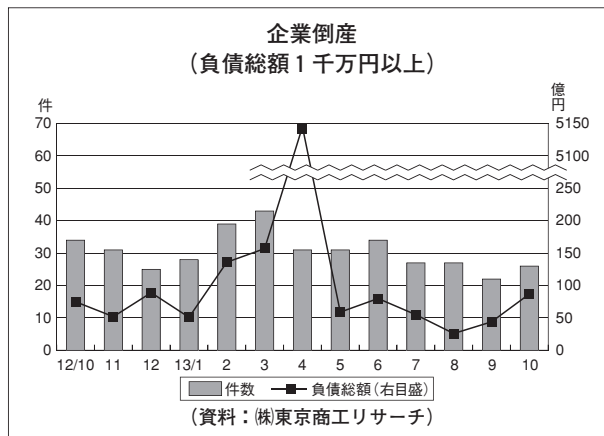
新規求人数は、前年比13.1%の増加となり、44か月連続して前年を上回った。業種別では、建設業（前年比+30.9%）、医療・福祉（同+8.4%）、サービス業（同+13.2%）などが増加した。



⑧倒産動向～件数は減少、負債総額は増加

10月の企業倒産は、件数が26件（前年比▲23.5%）、負債総額が87億円（同+16.9%）となった。件数は12か月連続で減少、負債総額は2か月連続で前年を上回った。

業種別では、建設業が9件、サービス・他が6件、小売業が5件などとなった。



人員確保の動きが続く

雇用と賃金の現状について

1. 雇用の現状

雇用人員判断DI（「過剰企業」－「不足企業」、マイナス40）は前年同期に比べ17ポイント低下し、人手不足感が一層強まった。

2. 今後の雇用方針と来年度の新規採用計画

今後の雇用方針については、「増員する」企業（41%）から「減員する」企業（3%）を差し引いたDIはプラス38、来年度に「新規採用を実施する」企業は39%となった。ともに比較可能な平成12

年度以降で最も高い水準にあり、人員確保の動きが続く見通しである。

3. 賃金の動向

定期給与（基本給・諸手当等）を引き上げた（予定を含む）企業は54%、特別給与（賞与・期末手当等）を引き上げた（予定を含む）企業は29%となった。従業員の賃金を見直す際に重視する点は「企業業績」とした企業が86%で、業績の好転を賃金引き上げの条件としている企業が多数である。

調査要項

■ 調査の目的と対象

アンケート方式による道内企業取引先の経営動向把握。

■ 調査方法

調査票を配付し、郵送または電子メールにより回収。

■ 調査内容

雇用と賃金の現状について

■ 判断時点

平成25年10月中旬

■ 本文中の略称

雇用人員判断DI

「過剰企業の割合」－「不足企業の割合」

雇用方針DI

「増員する企業の割合」－「減員する企業の割合」

■ 地域別回答企業社数

	企業数	構成比	地 域
全 道	444	100.0%	
札幌市	187	42.1	道央は札幌市を除く石狩、後志、胆振、日高の各地域、空知地域南部
道 央	91	20.5	
道 南	40	9.0	
道 北	58	13.1	
道 東	68	15.3	上川・留萌・宗谷の各地域、空知地域北部
			釧路・十勝・根室・網走の各地域

■ 業種別回答状況

	調査企業社数	回答企業社数	回答率
全 産 業	676	444	65.7%
製 造 業	193	122	63.2
食 料 品	67	40	59.7
木 材 ・ 木 製 品	34	20	58.8
鉄鋼・金属製品・機械	52	34	65.4
そ の 他 の 製 造 業	40	28	70.0
非 製 造 業	483	322	66.7
建 設 業	118	93	78.8
卸 売 業	96	62	64.6
小 売 業	97	57	58.8
運 輸 業	50	33	66.0
ホ テ ル ・ 旅 館 業	29	19	65.5
その他の非製造業	93	58	62.4

1. 雇用の現状

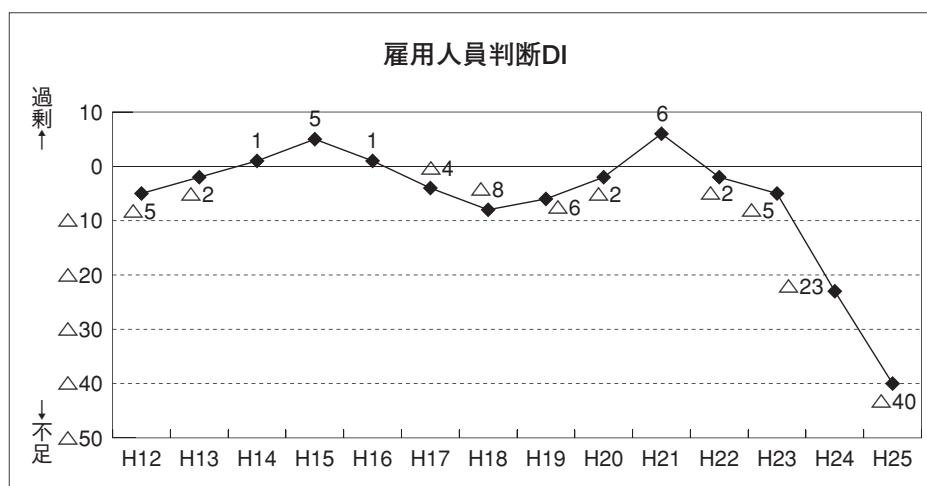
項 目 別 の 要 点

(項 目)	要 点
(1)従業員の過不足感	建設業 (△69)、運輸業 (△52) など、人員不足感がより強まる。
(2)職種別の過不足感	技能職 (△47) は「不足」とした企業が半数に達し、前年比15ポイント低下した。
(3)情報機器の習熟者	ホテル・旅館業 (△56) を始め、全業種でマイナス。
(4)地域別の過不足感	全ての地域で人員不足感が強まる。

1 従業員の過不足感

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
過 剰	7	12	5	—	9	32	5	4	7	12	—	—	3
(かなり過剰)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(やや過剰)	(7)	(12)	(5)	(—)	(9)	(32)	(5)	(4)	(7)	(12)	(—)	(—)	(3)
適 正 である	46	54	62	55	53	47	43	23	60	50	48	53	44
不 足	47	34	33	45	38	21	52	73	33	38	52	47	53
(やや不足)	(43)	(32)	(33)	(45)	(35)	(18)	(47)	(64)	(33)	(38)	(37)	(42)	(51)
(かなり不足)	(4)	(2)	(—)	(—)	(3)	(3)	(5)	(9)	(—)	(—)	(15)	(5)	(2)
雇用人員判断DI	△40	△22	△28	△45	△29	11	△47	△69	△26	△26	△52	△47	△50
前年同時期の雇用人員判断DI	△23	△17	△31	△9	△12	△8	△25	△38	0	△17	△34	△35	△32



2 職種別の過不足感

(単位：%)

(項 目)	一般事務	営業販売職	技 能 職	そ の 他
過 剩	7	4	3	4
(かなり過剩)	(－)	(－)	(0)	(－)
(やや過剩)	(7)	(4)	(3)	(4)
適 正 である	78	64	47	79
不 足	15	32	50	17
(やや不足)	(14)	(29)	(41)	(14)
(かなり不足)	(1)	(3)	(9)	(3)
雇用人員判断DI	△8	△28	△47	△13
前年同時期の雇用人員判断DI	△6	△24	△32	△6

3 情報機器の習熟者

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
過 剩	1	－	－	－	－	－	1	－	2	2	－	－	2
(かなり過剩)	(1)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(1)	(－)	(2)	(－)	(－)	(－)	(2)
(やや過剩)	(0)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(0)	(－)	(－)	(2)	(－)	(－)	(－)
適 正 である	72	78	77	65	79	86	71	79	67	63	87	44	67
不 足	27	22	23	35	21	14	28	21	31	35	13	56	31
(やや不足)	(25)	(20)	(18)	(35)	(18)	(14)	(26)	(20)	(31)	(32)	(13)	(50)	(26)
(かなり不足)	(2)	(2)	(5)	(－)	(3)	(－)	(2)	(1)	(－)	(3)	(－)	(6)	(5)
雇用人員判断DI	△26	△22	△23	△35	△21	△14	△27	△21	△29	△33	△13	△56	△29
前年同時期の雇用人員判断DI	△24	△24	△25	△32	△20	△19	△24	△18	△24	△38	△13	△53	△24

4 地域別の過不足感

(単位：%)

(項 目)	札幌市	道 央	道 南	道 北	道 東
過 剩	9	2	10	5	7
(かなり過剩)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(やや過剩)	(9)	(2)	(10)	(5)	(7)
適 正 である	45	56	42	38	48
不 足	46	42	48	57	45
(やや不足)	(43)	(40)	(45)	(52)	(38)
(かなり不足)	(3)	(2)	(3)	(5)	(7)
雇用人員判断DI	△37	△40	△38	△52	△38
前年同時期の雇用人員判断DI	△21	△22	△16	△30	△27

2. 今後の雇用方針

項 目 別 の 要 点

(項 目)	要 点
(5)今後の雇用方針	全業種で人員確保の動き。「増員」は41%、「減員」は3%。
(6)増員の理由と雇用形態	理由は「将来の人手不足への備え」(67%)、形態は「正社員」(90%)が多数。
(7)減員の理由と雇用形態	理由は「合理化・効率化」「退職者の増加」(各64%)が1位。
(8)来年度の新規採用計画	「採用する」企業(39%)は前年比6ポイント上昇。ホテル・旅館では5割を超える。

5 今後の雇用方針

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
(A)人員を増加する	41	30	23	25	35	36	45	52	37	40	49	42	47
(B)現状維持する	56	64	72	75	65	46	53	47	60	57	48	58	51
(C)人員を削減する	3	6	5	—	—	18	2	1	3	3	3	—	2
雇用方針DI	38	24	18	25	35	18	43	51	34	37	46	42	45
前年同時期の雇用方針DI	22	17	25	14	26	△8	24	26	17	24	23	29	31

6-1 人員増員の理由（該当企業181社、複数回答）

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
(1)将来の人手不足への備え	67	69	67	60	83	60	66	77	61	59	69	75	50
(2)既存事業の拡大・強化	42	36	44	40	17	50	43	29	61	36	44	38	62
(3)売上増加傾向	30	22	44	—	25	10	32	42	9	32	25	25	39
(4)新規事業参入	7	3	—	—	8	—	8	6	13	14	6	—	4
(5)その他	7	3	—	—	—	10	8	—	9	5	6	13	23

6-2 増員分の雇用形態（複数回答）

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
(A)正社員	90	83	78	100	67	100	91	100	95	77	81	100	89
(B)パート・アルバイト	31	33	67	20	25	20	30	9	30	50	38	29	44
(C)派遣社員	8	17	—	—	42	10	6	7	10	—	—	—	11

7-1 人員減員の理由（該当企業14社、複数回答）

（単位：％）

（項 目）	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
(1)合理化・効率化	64	71	100	—	—	60	57	100	50	—	100	—	100
(2)退職者の増加(自然減)	64	57	—	—	—	80	71	100	50	100	100	—	—
(3)売上減少傾向	50	43	—	—	—	60	57	100	50	50	—	—	100
(4)事業縮小	7	—	—	—	—	—	14	—	—	50	—	—	—
(5)その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

7-2 減員分の雇用形態（複数回答）

（単位：％）

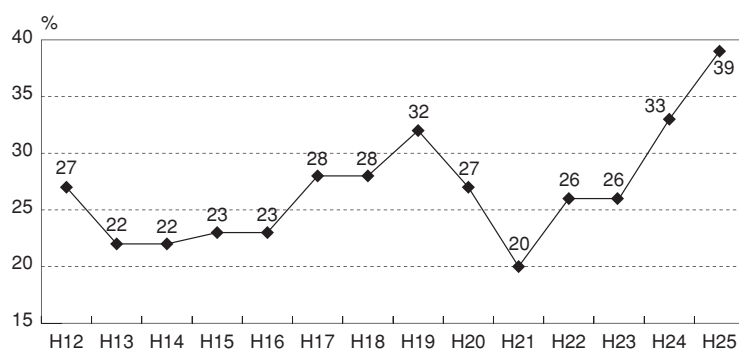
（項 目）	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
(A)正社員	75	71	—	—	—	100	80	100	100	—	100	—	—
(B)パート・アルバイト	17	14	50	—	—	—	20	—	—	—	—	—	100
(C)派遣社員	8	14	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

8 来年度の新規採用計画

（単位：％）

（項 目）	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
採 用 す る	39	34	33	20	42	36	40	46	37	35	21	53	47
（多く採用する）	(16)	(10)	(5)	(5)	(18)	(11)	(18)	(23)	(16)	(12)	(9)	(26)	(19)
（ほぼ同数）	(17)	(19)	(18)	(10)	(24)	(21)	(16)	(16)	(16)	(18)	(9)	(16)	(21)
（少なく採用）	(6)	(5)	(10)	(5)	(—)	(4)	(6)	(7)	(5)	(5)	(3)	(11)	(7)
採 用 し な い	31	37	46	45	29	29	29	20	37	33	36	37	24
未 定	30	29	21	35	29	35	31	34	26	32	43	10	29
前年同時期の採用する企業	33	25	24	18	36	20	35	40	34	44	20	41	32

来年度の新規採用企業数（％）



3. 賃金の動向

項目別の要点

(項 目)	要 点
(1)定期給与の動向	「引き上げ・引き上げ予定」は54%、「見直しは行わない」は26%、「未定」は19%。
(2)特別給与の動向	「引き上げ・引き上げ予定」は29%、「見直しは行わない」は33%、「未定」は32%。
(3)賃金見直し時の重視項目	「企業の業績」を重視する企業が多数（86%）。「雇用の維持・確保」（41%）が続く。

⑨ 定期給与（基本給・諸手当等）の動向

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
(1)引き上げ・引き上げ予定	54	57	55	65	62	46	53	55	64	54	36	21	57
(2)引き下げ・引き下げ予定	1	1	—	—	—	4	2	1	—	4	6	—	—
(3)見直しは行わない	26	27	30	25	21	32	26	25	28	23	36	32	21
(4)今のところ未定	19	15	15	10	17	18	19	19	8	19	22	47	22

⑩ 特別給与（賞与・期末手当等）の動向

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
(1)引き上げ・引き上げ予定	29	34	28	45	41	25	27	28	26	29	21	5	36
(2)引き下げ・引き下げ予定	6	6	3	5	6	11	6	3	8	9	6	5	7
(3)見直しは行わない	33	27	40	35	12	21	35	29	37	39	52	42	29
(4)今のところ未定	32	33	29	15	41	43	32	40	29	23	21	48	28

⑪ 賃金見直しの際の重視項目（複数回答）

(単位：%)

(項 目)	全産業	製造業	食料品	木材・木製品	鉄鋼・金属製品・機械	その他の製造業	非製造業	建設業	卸売業	小売業	運輸業	ホテル・旅館	その他の非製造業
(1)企業の業績	86	84	85	84	84	82	87	87	89	91	77	77	88
(2)雇用の維持・確保	41	39	41	42	34	41	41	47	41	33	36	41	45
(3)世間相場	19	20	28	5	22	15	19	15	21	26	13	18	19
(4)物価の動向	10	15	18	32	9	7	8	12	7	2	7	18	7
(5)その他	2	3	5	—	3	—	2	—	2	2	7	—	5

年齢構成の改善、定着率の向上が課題

〈企業の生の声〉

今回の調査では、来年度新規採用を検討している企業の割合は調査開始以来最高の水準となりました。また、定期給与を引き上げた、引き上げる予定の企業は全体の過半数に達しました。これらの背景としては、公共工事増加に伴う雇用の確保や、これまで新規採用を控えていたことで歪になった年齢構成の改善を図る狙いがあるようです。一方、従業員の定着率の向上は大きな経営課題であり、企業では業務内容の簡素化を検討したり、技能を身に付けさせたりするなどして、長期雇用につなげていこうとしています。

以下に企業から寄せられた生の声を紹介いたします。

1. 雇用の現状について

＜製菓業＞

30歳代前半までの社員数は多いが、今後中核を担うべき30歳代後半から40歳代の中堅層が手薄という年齢構成上の問題を抱えており、改善には長期間を要するだろう。

＜肥料製造業＞

業種柄新卒採用を行うことが難しく、ボイラーや危険物、フォークリフトなどの各種資格を保有する即戦力の中途採用が多いのが現状。

＜建設業＞

土木・建築系学生数の減少により新卒採用は厳しい。今後は道内だけでなく、道外の学校にも目を向けていく。

＜建設業＞

入社10年ほどの技術職員が会社を辞めて転職してしまうことが大きな痛手となっている。満足な報酬を支給できなかった会社側にも反省はあるが、離職率をどう抑えるかが今後の大きなテーマ。社内で問題解決チームを発足させた。

＜建設業＞

過去数年間の新規採用を抑制していたことにより、20～30歳代前半の社員層が極めて少なく、人員構成上大きなゆがみが生じている。是正するために新卒・中途採用を再開し、徐々に年齢別人員構成の適正化を図る。現状は受注量に対して技術者人員が不足しているが、正社員の増加や人材派遣等で繰り回す。

＜左官業＞

将来への対策として高卒の求人は出し続けているが、ここ数年は学校からの問い合わせも少なく、若者の職人離れを実感している。

＜鋼材卸売業＞

これまでは人材育成に取り組む余裕がなかったが、現在は外部講師招聘や社外研修に積極的に取り組んでいる。また、業績次第ではあるものの他社に比べ若干見劣りする給与水準を早期に引き上げたい。

＜家具店＞

地域の有効求人倍率は改善しているようであるが、依然として雇用のミスマッチや質の改善はなされていないと感じる。

<眼鏡店>

販売社員は技術も身に付けなければ一人前にならず、育成に時間と費用を要する。従って2～3年で退職されてしまうと企業としては困るのが現状。

<コンビニエンスストア>

周辺の同業他店より時給を高くしているが、業務内容が複雑なためか、採用してもすぐに退職してしまう人が増えている。本部には業務内容の簡素化を求めているが改善されない。

<運送業>

欠員を補充したいと思っても良い人材が来ない。採用を決定しても出社してこないなど、本当に就職する気持ちがあるのか疑わざるを得ない求職者が多い。

<バス会社>

大型自動車2種免許の所持者が減少していることから、乗務員を募集しても応募者が少なく、慢性的に人員不足の状態である。今後は自社での養成も考慮しなくてはならない。

<建設コンサルタント>

特に地質技術者が不足している。地質学専攻の学生で建設コンサルタントへの就職を希望する人がほとんどいないのが現状。若者の間では泥を触るような野外作業を嫌悪する風潮があるのではないか。近年大震災や土砂災害が注目されている中、地道な分野ではあるが、技術者の果たす社会的使命と重要性を訴え、人材確保に努力していく。

<建設機械器具リース>

経験者の採用を主体としてきたため、年齢構成のバランスが悪く、年々高齢化が進行している。将来を見据えて定期的に新卒者を採用し、技能を身に付けさせて長期雇用につなげたい。

2. 賃金の現状について

<製材業>

若い従業員を主な対象として、物価上昇に合わせた賃金の改定を実施する。

<建具製造業>

ものづくりの業種なので、技術の習得には時間が必要であり、それだけ投資もしなければならぬ。若い人にも十分な賃金を支給したいが、現実には販売価格の下落や仕入価格の上昇の影響で、油断しているとすぐに赤字転落してしまう状況が続いており難しい

<金属製品製造業>

雇用を増やすとともに賃金も引き上げたいが、将来的に不安材料があり決断できない。

<金属製品製造業>

ハローワークの募集では当社にマッチするような人材がいらない。賃金については、計画以上の利益を計上することができれば特別賞与を支給すると社内に公言している。

<印刷業>

実績評価に見合った給与体系としたいが、ベースアップするか否かの経営判断は難しい。増益分の還元は一時的な賞与部分で対応する。

＜輸送用機械器具製造業＞

初任給をしばらく据え置いていたため世間相場を下回っている。見直すにあたっては、現在の社員とのアンバランスが生じないように、トータルでの給与水準の検討が必要で、段階的な引き上げも含めて考えていく。

＜土木工事業＞

定期給与を引き上げたものの、道内と道外で給与水準に差があり、道外での人員募集の際に多少苦慮している。今後は道内・道外の2本立て給与体制が必要となると思われる。

＜塗料卸売業＞

賃金の引き上げを数年ぶりに実施した。社員に経営状態を説明し、経営と人件費の相関を周知させることで、理解を得るように努めている。

＜鋼材卸売業＞

平均年齢が40歳代に突入し平均賃金の上昇は避けられない。退職金の財源確保も今後の課題。

＜水産食料品卸売業＞

最低賃金が毎年上昇することから、パート従業員の人件費増加が懸念される。

＜生花店＞

現状では新規雇用は考えられず、賃金も業績が好転しない以上、引き上げる予定はない。

＜廃棄物収集業＞

売上が伸び悩む中で、ここ数年の最低賃金の急速な上昇は、パートを採用している部門の収支を急速に圧迫している。

＜不動産賃貸業＞

ここ6年間、初任給は据え置いており、同業・同規模業者の水準を下回っている。賞与を含めた年間給与水準は悪くないと考えているが、初任給の見直しは考慮が必要だろう。

＜観光施設＞

個人評価を厳密に行い、給与や賞与に反映できるよう取り組んでいる。

＜幼稚園経営＞

最低賃金の上昇等に見合うよう従業員賃金を改定していくために、業績を向上させる努力を積み重ねていきたい。

＜警備業＞

他業種と比べて給与水準は高くなく、募集人員に対する応募者数は少ない。業況は安定しているが、大幅な給与増加は受注単価の下落等の理由により難しい。

＜ソフトウェア開発＞

経済情勢の好転といった報道に敏感に反応する業種であり、賃金引き上げは人材確保の観点からもやむを得ない。

具体化してきた債権法改正の動向 ～「契約について」その2

金融財政事情研究会出版部 嘱託
(元北洋銀行融資第二部指導役)

高橋 俊樹

先月号に引き続き、債権法改正の動向のうち、「契約」の総則部分を中間試案に沿って紹介します。今回は、「契約の解除」「危険負担」「第三者のためにする契約」「事情変更の法理」「不安の抗弁権」「継続的契約」に係る部分および「約款」についてです。なお文中の「中間試案」は、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（法制審議会民法（債権関係）部会、2013年2月公表）を指します。

◆契約の解除（中間試案：第11）

1. 債務不履行による契約の解除の要件（民法541条から543条関係）

民法第541条から第543条までの規定を次のように改めるものとする。

- (1) 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができるものとする。ただし、その期間が経過した時の不履行が契約をした目的の達成を妨げるものでないときは、この限りでないものとする。

- (2) 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、その不履行が次に掲げるいずれかの要件に該当するときは、相手方は、上記(1)の催告をすることなく、契約の解除をすることができるものとする。

ア 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したこと。

イ その債務の全部につき、履行請求権の限界事由があること。

ウ 上記ア又はイに掲げるもののほか、当事者の一方が上記(1)の催告を受けても契約をした目的を達するのに足りる履行をする見込みがないことが明白であること。

- (3) 当事者の一方が履行期の前にその債務の履行をする意思がない旨を表示したことその他の事由により、その当事者の一方が履行期に契約をした目的を達するのに足りる履行をする見込みがないことが明白であるときも、上記(2)と同様とするものとする。

→(1)は、現行第541条の規定（履行遅滞等による解除権）に、「ただし書き」以下を追加するものです。(2)は、現行第542条の規定（定期行為の履行遅滞による解除権）の範囲を拡大してイとウを追加するものです。ただしイは、現行第543条本文の主旨（履行不能による解除権）を踏襲するものです。

→解除の原因となる債務不履行が「債務者の責めに帰することができない事由」による場合に

は債権者は契約を解除できないとする規定（現行第543条ただし書き）は削除される方向ですが、これに反対する考え方があります。

→現行第540条（解除権行使の基本規定）は、引き続き維持されます。

2. 複数契約の解除

「同一の当事者間で締結された複数の契約につき、それらの契約の内容が相互に密接に関連付けられる場合において、そのうち一つの契約に債務不履行による解除の原因があり、これによって複数の契約をした目的が全体として達成できないときは、相手方は、当該複数の契約の全てを解除することができるものとする。」との規定を設ける。

→これについては現行民法に規定がないため、判例で認められていた内容を成文化しようとするものです。ただし、このような規定を設けることに反対する考え方もあります。

3. 契約の解除の効果（民法第545条関係）

民法第545条の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 当事者の一方がその解除権を行使したときは、各当事者は、その契約に基づく債務の履行を請求することができないものとする。
- (2) 上記(1)の場合には、各当事者は、その相手方を原状に復させる義務を負うものとする。ただし、第三者の権利を害することはできないものとする。
- (3) 上記(2)の義務を負う場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならないものとする。
- (4) 上記(2)の義務を負う場合において、給付を受けた金銭以外のものを返還するときは、その給付を受けたもの及びそれから生じた果実を返還しなければならないものとする。この場合において、その給付を受けたもの及びそれから生じた果実を返還することができないときは、その価値を償還しなければならないものとする。
- (5) 上記(4)により償還の義務を負う者が相手方の債務不履行により契約の解除をした者であるときは、給付を受けたものの価値の償還義務は、＜自己が当該契約に基づいて給付し若しくは給付すべきであった価値又は現に受けている利益の額＞のいずれか多い額を限度とするものとする。
- (6) 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとする。

→現行第545条の規定に、(1)(4)(5)を追加するものです。ただし、(5)については、＜ ＞の部分「給付を受けた者が当該契約に基づいて給付し若しくは給付すべきであった価値の額」を限度とするという考え方があります。

4. 解除権の消滅（民法第547条及び第548条関係）

- (1) 「民法第547条の規定（催告による解除権の消滅）は、解除権を有する者の履行請求権につき履行請求権の限界があり、かつ、履行に代わる損害賠償につき免責事由があるときは、適用

しないものとする。」との規定を設ける。

(2) 民法第548条（解除権者の行為等による解除権の消滅）を削除するものとする。

→(1)については、この規定を設けないとする考え方があります。損害賠償にかかる免責事由とは、民法第420条の規定（賠償額の予定）によるもの及び公序良俗に反するものが挙げられています。

◆危険負担（中間試案：第12）

1. 危険負担に関する規定の削除（民法第534条、第535条、第536条第1項関係）

民法第534条、第535条、第536条第1項を削除するものとする。

→双務契約において一方の当事者が債務不履行を行った場合、相手方がその負っている債務をどのような要件の下で免れるかという「双務契約における危険負担」の問題は、解除の規定で対処すべきこととし、現行の危険負担の規定は廃止しようとするものです。ただし、第536条第1項の規定（当事者双方の責めに帰すことができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は反対給付を受ける権利を有しない。）については、これを維持するという考え方があります。

2. 債権者の責めに帰すべき事由による不履行の場合の解除権の制限（民法第536条第2項関係）

(1) 「債務者がその債務を履行しない場合において、その不履行が契約の趣旨に照らして債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は契約の解除をすることができないものとする。」との規定を設ける。

(2) 「上記(1)により債権者が契約の解除をすることができない場合には、債務者は、履行請求権の限界事由があることにより自己の債務を免れるときであっても、反対給付の請求をすることができものとする。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、それを債権者に償還しなければならないものとする。」との規定を設ける。

→債権者の責めに帰すべき事由によって債務不履行が生じた場合に債権者の契約解除権を制限するため(1)の規定を新設し、それに伴い現行第536条第2項の規定を(2)のように改めるものです。

◆第三者のためにする契約（中間試案：第31）

1. 第三者のためにする契約の成立等（民法第537条関係）

民法第537条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者（以下「受益者」という。）は、その当事者の一方（以下「諾約者」という。）に対して直接にその給付を請求する権利を有するものとする。

(2) 上記(1)の契約は、その締結時に受益者が胎児その他の現に存しない者である場合であって

も、その効力を生ずるものとする。

(3) 上記(1)の場合において、受益者の権利は、その受益者が諾約者に対して上記(1)の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生するものとする。

(4) 上記(1)の場合において、上記(1)の契約の相手方（以下「要約者」という。）は、諾約者に対し、受益者への債務の履行を請求することができるものとする。

→現行の規定に、(2)(4)を追加するものです。

2. 要約者による解除権の行使（民法第538条関係）

現行民法第538条の規律（受益者の権利の確定）に加えて、「諾約者が受益者に対する債務を履行しない場合には、要約者は、受益者の承諾を得て、契約を解除することができるものとする。」との規定を設ける。

◆事情変更の法理（中間試案：第32）

契約の締結後に、その契約において前提となっていた事情に変更が生じた場合において、その事情の変更が次に掲げる要件のいずれにも該当するなど一定の要件を満たすときは、当事者は「契約の解除／契約の解除又は契約の改訂の請求」をすることができるものとするかどうかについて、引き続き検討する。

ア その事情の変更が契約締結時に当事者が予見することができず、かつ、当事者の責めに帰することのできない事由により生じたものであること。

イ その事情の変更により、契約をした目的を達することができず、又は当初の契約内容を維持することが当事者間の衡平を著しく害することとなること。

→事情変更の法理を民法に成文化することについては、現状結論が出るに至らず、引き続き検討すべき事項とされています。

◆不安の抗弁権（中間試案：第33）

「双務契約の当事者のうち自己の債務を先に履行すべき義務を負う者は、相手方につき破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったことその他の事由により、その反対給付である債権につき履行を得られないおそれがある場合において、その事由が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、その履行を拒むことができるものとする。ただし、相手方が弁済に提供をし、又は相当の担保を供したときは、この限りでないものとする。

ア 契約締結後に生じたものであるときは、それが契約締結の時に予見することができなかったものであること。

イ 契約締結時に既に生じていたものであるときは、契約締結の時に正当な理由により知ることができなかったものであること。」

との規定を設ける。

→このような規定を設けないとする考え方があります。また、再生手続又は更生手続が開始さ

れた後は、このような権利を行使することができないものとするという考え方があります。

◆継続的契約（中間試案：34）

1. 期間の定めのある契約の終了

- (1)「期間の定めのある契約は、その期間の満了によって終了するものとする。」との規定を設ける。
- (2)「上記(1)にかかわらず、当事者の一方が期間の更新を申し入れた場合において、当該契約の趣旨、契約に定めた期間の長短、従前の更新の有無及びその経緯その他の事情に照らし、当該契約を存続させることにつき正当な事由があると認められるときは、当該契約は、従前と同一の条件で更新されたものとみなすものとする。ただし、その期間は、定めがないものとする。」との規定を設ける。

→このような規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方があります。契約の延長・更新は当事者間の意思次第であり、かような規定は余計なお世話というべきでしょう。

2. 期間の定めのない契約の終了

- (1)「期間の定めのない契約の当事者の一方は、相手方に対し、いつでも解約の申入れをすることができるものとする。」との規定を設ける。
- (2)「上記(1)の解約の申入れがされたときは、当該契約は、解約の申入れの日から相当な期間を経過することによって終了するものとする。この場合において、解約の申入れに相当な予告期間が付されたときは、当該契約は、その予告期間を経過することによって終了するものとする。」との規定を設ける。
- (3)「上記(1)及び(2)にかかわらず、当事者の一方が解約の申入れをした場合において、当該契約の趣旨、契約の締結から解約の申入れまでの期間の長短、予告期間の有無その他の事情に照らし、当該契約を存続させることにつき正当な事由があると認められるときは、当該契約は、その解約申入れによっては終了しないものとする。」との規定を設ける。

→これらのような規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方があります。特に(3)については、当事者の意思に委ねればよいと考えられます。

3. 解約の効力

「前記1(1)又は2(1)の契約を解除した場合には、その解除は、将来に向かってのみその効力を生ずるものとする。」との規定を設ける。

◆約款（中間試案：第30）

「約款」については現行民法に規定がなく、新たに成文化しようと試みられています。

1. 約款の定義

「約款とは、多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体で

あって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するものをいうものとする。」との規定を設ける。

→そもそも、約款に関する規律を設けないという考え方があります。

2. 約款の組入要件の内容

「契約の当事者がその契約に約款を用いることを合意し、かつ、その約款を準備した者（以下「約款使用者」という。）によって、契約締結時までに、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款は、その契約の内容となるものとする。」との規定を設ける。

→約款使用者が相手方に対して、契約締結時までに約款を明示的に提示することを原則的な要件と定めた上で、開示が困難な場合に例外を設けるとする考え方があります。

3. 不意打ち条項

「約款に含まれている契約条項であって、他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないものは、上記2によっては契約の内容とはならないものとする。」との規定を設ける。

4. 約款の変更

約款の変更に関して次のような規律を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

- (1) 約款が前記2によって契約内容となっている場合において、次のいずれにも該当するときは、約款使用者は、当該約款を変更することにより、相手方の同意を得ることなく契約内容を変更することができるものとする。

ア 当該約款の内容を画一的に変更すべき合理的な必要性があること。

イ 当該約款を使用した契約が現に多数あり、その全ての相手方から契約内容の変更についての同意を得ることが著しく困難であること。

ウ 上記アの必要性に照らして、当該約款の変更の内容が合理的であり、かつ、変更の範囲及び程度が相当のものであること。

エ 当該契約の変更の内容が相手方に不利益なものである場合にあっては、その不利益の程度に応じて適切な措置が講じられていること。

- (2) 上記(1)の約款の変更は、約款使用者が、当該約款を使用した契約の相手方に、約款を変更する旨及び変更後の内容を合理的な方法により周知することにより、効力を生ずるものとする。

5. 不当条項規制

「前記2によって契約の内容となった契約条項は、当該条項が存在しない場合に比し、約款使用者の相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重するものであって、その制限又は加重の

内容、契約内容の全体、契約締結時の状況その他の一切の事情を考慮して相手方に過大な不利益を与える場合には、無効とする。」との規定を設ける。

→このような規定を設けないという考え方がある。

以上、債権法改正の中間試案における「契約」の総則に係る部分をピックアップして、2回に亘り紹介してみました。中間試案にはこの他にも、法定の典型契約に係る部分や、意思表示、代理、条件及び期限、消滅時効、債権譲渡、相殺、弁済、保証等の改正案が掲げられています。法改正の実現までにはなお暫くの時間を要するでしょうが、今後もその動向は注視して行く必要があります。

道産食品の輸出促進に向けたHOP1サービスについて

1. 道産食品輸出の現状と課題

北海道の農水産物や加工食品は、アジア各国において非常に人気があり、安心・安全で美味しい「食」を目的に訪れる海外観光客も多く、また各国で開催される物産展でも常に高い人気を誇っています。

食品の輸出は、大量生産が難しいことや、多品目・多頻度輸送が通常であるため、貨物ロットが小さく、1社の商品で満載（FCL）コンテナ（20フィートで約21トン）を仕立てることは難しく、小口混載貨物（LCL）輸送を利用せざるを得ません。しかし、北海道には冷凍・冷蔵の小口混載貨物の輸出を行う商社や物流業者が少ないことから、商社機能を有する道外事業者を通じて輸出しているのが現状であり、物流費のコスト高が課題となっていました。

2. 「北海道国際輸送プラットフォーム」構築の経緯

このような課題を解決し、「北海道から直接輸出できる体制」を作り出すために、平成23年10月に北海道開発局と札幌大学が「国際物流を通じた道産品輸出促進研究会」を設立しました。この研究会には、フード特区機構、さっぽろ産業振興財団、北洋銀行等の各種団体・企業も参画し、産学官が連携して、「北海道国際輸送プラットフォーム」(Hokkaido export Platform：略称HOP)の構築に向けて取り組んできました。

さらに平成25年9月には、参加者を拡大し、31の企業・団体による「北海道国際輸送プラットフォーム推進協議会」を設立し、「事業化」の具体的な実現に向けてスピードアップを図っています。

3. HOP1（ホップ・ワン）サービスの特徴

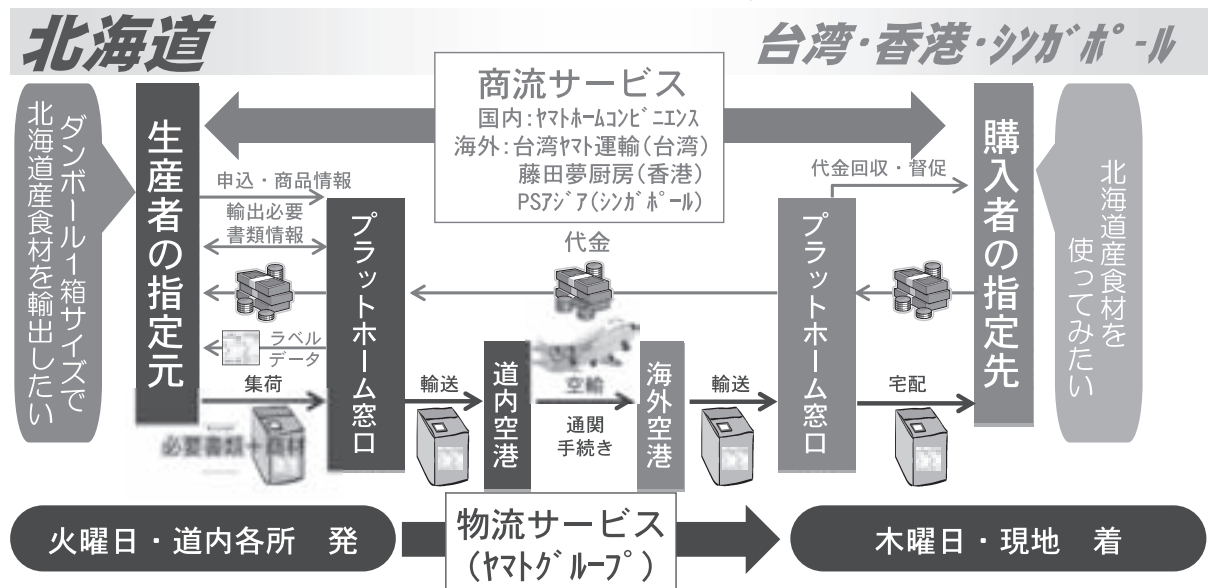
第1段階として、海外への小口貨物輸送ルートを構築するため、ダンボール1箱から手頃な価格で冷凍・冷蔵で空輸する「HOP1サービス」を、平成24年9月から香港、11月からシンガポール、さらに平成25年5月から台湾に向けて、順次開始しました。

物流コストの削減だけでなく、通関手続き等の代行を行うことで、「誰もが」、「簡単に」、「輸出」できる仕組みを構築し、道産食品の輸出拡大を目指しています。

【主な特徴】

- 北海道のどこからでも、香港、シンガポール、台湾の購入者の自宅や取引先の店先まで、最短2日で冷凍・冷蔵輸送が可能。
- ダンボール1箱から申込が可能で、集荷した小口貨物を集約し、1つのコンテナに混載させることで、輸送コストを削減。
- 面倒な通関、検疫などの事務手続きの代行により、海外取引が初めての事業者も安心して輸出が可能。輸送保険・PL保険（生産物賠償責任保険）の付保や現地での代金回収も代行。

HOP 1 サービスの概要



(出典：北海道国際輸送プラットホーム推進協議会作成資料)

HOP 1 サービス利用料金 (消費税込)

縦・横・高さ 合計	重さ (箱含む)	料金		
		台湾	香港	シンガポール
120cm以内	15kg以内	9,450円	9,450円	15,750円
100cm以内	10kg以内	7,350円	7,350円	12,600円
80cm以内	5 kg以内	5,250円	5,250円	9,450円

※上記料金の他に、HOP 1 サービス使用手数料として販売希望価格の9% (販売を目的としない場合は2,100円) と、シンガポール向けはVAT (付加価値税) 7%、台湾向けは関税、営業税30%が必要。

(出典：北海道国際輸送プラットホーム推進協議会作成資料)

4. 「海外おみやげ宅配便」の活用

海外観光客が自国へ持ち帰るお土産は、ハンドキャリーでは量に制限があり、特に冷凍・冷蔵品はほとんど持ち帰ることができませんでした。しかし、HOP 1 サービスを利用した「海外おみやげ宅配便」の取扱い開始により、家族や友人へのお土産としてカニなどを大量に自国に送ることができると、海外観光客に好評です。このサービスは、旅館や卸売市場等を中心に利用が拡大しています。

札幌市中央卸売市場の場外市場にある(有)北海道特産品販売では、今年7月より「海外おみやげ宅配便」を活用しています。以前から海外まで送りたいとの要望は多くあったものの、海外への小口輸送の仕組みがなかったため残念ながらお断りしている状況でした。しかし、店頭で20代の香港人観光客から、「香港ヘカニを宅配便で送ることができると聞いたが、この店ではできますか？」との質問を受けたことが、HOP 1 サービスの存在を知るきっかけとなりました。

早速、HOP 1 サービスの輸送・通関業務事業者であるヤマト運輸(株)に問合せ、そのお客さまには「海外おみやげ宅配便」を利用して、トラバガニなど約15万円分を香港に送っていただくことができました。

た。クリスマスパーティ用にカニ80杯、ウニやホタテ、メロン20個を送って欲しいと、すでに次の注文も入り、今では常連客となっています。

店舗の入口に「海外おみやげ宅配便」のポスターを掲載し、サービス開始から4ヶ月の間に、香港向けに6件、台湾向けに1件の利用があり、購入額はいずれも約4、5万円でした。このように「安心・安全な北海道ブランドはいくらでも買いたい。」と訪れる海外観光客は、今後も増えると期待されます。担当者の方は、「2月の旧正月にどれだけ利用があるか、今から楽しみ。国内需要が減少する中、インターネット販売なども活用して、海外への販路拡大に力を入れていきたい。」と、「海外おみやげ宅配便」への大きな手応えを感じています。

5. HOP1 サービスを活用した新たな取組み

現在、協議会の各企業・団体がそれぞれの得意分野を活かし、HOP1 サービスを利用した事業を検討しています。海外放送を活用したテレビショッピングの実施や、インターネット販売機能を活用したさらなる小口輸送など、具体的な取組みの実現に向け、動き始めています。

北洋銀行では、今年9月に東京で開催した「海外バイヤーとの個別商談会」で、商談の精度を高めるため、HOP1 サービスを利用し、商談会の約1ヶ月前に、各企業のサンプル品を混載してバイヤーに送付し、事前のアンケートを実施しました。その結果を各企業にフィードバックし、バイヤーの感触をつかんだ上で当日の商談商品を決定するなど、参加企業の皆さまには十分な事前準備を行っていただくことができました。

企業とバイヤーの双方から「商談がスムーズだった。」と大変満足いただき、成約に向けた具体的な商談が早く進んだという事例も多くありました。限られた商談時間を有効に活用していただくことができ、HOP1 サービスの新たな活用方法として成果を感じることができました。

6. 今後の発展に向けて

来年度にはマレーシアへのサービス開始を予定しており、HOP1 サービス対象国を拡大していくことで、これまで以上に多くの海外観光客のニーズに応えることが可能となります。また、サービスを活用する事業者が増えなければ、輸送コストは下がらず、道産食品の輸出拡大にはつながりませんので、多くの方々にHOP1 サービスを広く知っていただき、利用件数が増えることを期待します。

「北海道国際輸送プラットフォーム推進協議会」では、引続き産学官が一体となって、アジア各国への北海道食品の輸出促進に向けて取組んでいきます。北洋銀行でも、お取引先の皆さまの海外取引拡大の機会となるよう、本サービスを推進してまいります。

HOP1 サービスについて詳しくお知りになりたい場合は、
北洋銀行 国際部アジアデスク (TEL011-261-4288)、もしくは
HOP事務局【ヤマト運輸(株) 北海道支社内】(TEL011-896-0543)
までお問合せ下さい。

海外見本市・展示会 有効活用のおすすめ

北洋銀行国際部 調査役
（ジェトロ・シンガポール事務所派遣）
澤田 信吾

＜東南アジアのハブで開催する見本市＞

2013年10月17日～19日（17、18日はビジネス関係者のみ、19日は一般公開）の3日間、シンガポールで日本食関連見本市「Oishii JAPAN2013」が開催されました。今年で3回目となり、日本全国から230企業・団体（2012年は223企業・団体）が出展、地元シンガポールからも日本食を取り扱う企業6社が出展しました。地域ごとにまとまって出展するブースでは、各地域の特色を出しながらアピールしていました。

なぜシンガポールで日本食に特化した見本市を開催するのでしょうか。主催企業の代表を務める西田滋直氏は、「シンガポールは東南アジアのハブ。ここでしっかりと日本食の美味しさや文化を伝えることで、他の地域にも広がっていく可能性が十分にある。」と話されています。実際、タイやマレーシア、インドネシア、インドなどの周辺国からバイヤーが来場しており、日本食に対する関心の高さが窺えました。

展示会場には日本食文化の認知向上のため「日本酒コーナー」と「J-ramen」と題したラーメン試食コーナーが設けられ、多くの人が足を運んでいました。ラーメンコーナーでは、札幌のカネジ食品(株)シンガポール工場の麺が提供されていました。

＜北海道からも多くの出展企業＞

北海道からは函館や十勝などを中心に25社・団体が出展し、水産物や農産物、牛肉や機能性食品などを、積極的に各国バイヤーに売り込んでいました。バイヤーとの商談で、サンプル発送まで進むものもありました。「北海道」という地域ブランドによるアドバンテージがあることは間違いありません。しかし価格と価値が見合ったものでなければ、バイヤーや消費者には受け入れられません。今回も価格面で折り合わないという事例が散見されました。

＜見本市はゴールではなくスタート＞

見本市をより効果的なものにするためには、期間中のセールスも重要ですが、①開催前の準備、②開催後のフォローアップをどのようにするかも重要です。

- ① 開催前は、期間中に多くのバイヤーがブースに訪問するよう、事前にメール等で告知をすることが効果的です。独自のネットワークを活用しても良いですし、ネットワークがない場合は、ジェトロや自治体、銀行等で情報収集することができます。また現地の嗜好などマーケット概観を把握し、効率的な商談ができるよう専門家にアドバイスを求めることも良いでしょう。
- ② 開催後は、バイヤーから要求のあった見積書や資料を送ったり、具体的な物流、決済方法について、話が進むこともあると思います。バイヤーは、日々大量のメールを受信している可能性が高く、返信が来ない場合は失念しているケースも考えられます。定期的に連絡を取るようにし、きめ細かなフォローアップをすることが、成約への近道のようにです。一方、ジェトロに寄せられる現地バイヤーからの相談で意外と多いのが、「日本の企業から返信がない。」というものです。海外では日本のようにきっちりとした文章ではなくても、特に気にしない人が多く、仮に忙しい場合などは、簡単な文章で返信しても、失礼にはあたりません。「返信しない」ことこそが無礼なのです。

＜国際見本市でチャンスを広げる＞

来年4月上旬にシンガポールで「Food & Hotel Asia2014 (FHA)」という大規模な食品関連見本市が開催されます。2年に1度の非常に注目度の高い国際見本市です。米国、欧州、中国、韓国など世界各国がナショナルパビリオンを設置し、自国の食材をアピールします。このような機会にオール北海道として出展し、北海道産品の良さを国際的にアピールしていくと、より多くの人や国に北海道の食材の良さ、あるいは北海道そのものの魅力を訴えられるのではないのでしょうか。



北海道・十勝ブースの様子

現地価格調査（2013年11月）

（単位：円）

商品	単位	銘柄・産地	上海	大連	バンコク	シンガポール	サハリン
卵	0.5kg	現地産	413	67～159	253	246	245～260
牛乳	1 リットル	現地産	202～412	35 (243ml)	126	246 (830ml)	159～267
じゃがいも	0.5kg	現地産	116～211	28～111	190	86 (アメリカ産)	38
オレンジ	0.5kg	アメリカ産	137	—	285 (1個)	79 (1個)	188 (南アフリカ産)
小麦粉	1 kg		132	224	145	198	138
ビール	350ml	日本メーカーA社製	93	—	—	—	—
	350ml	日本メーカーB社製	—	90	152	286	257
カップラーメン	1 個	日本メーカー製	77	100	237	127	—
ミネラルウォーター	550ml		19	21	22	123	52～107
コーラ	330ml	コカコーラ	32	32	44	79	101
ハンバーガー	1 個	マクドナルド ビッグマック	258	258	634	373	—
タクシー初乗り			226	129	110	270	460～614
ガソリン	1 リットル	レギュラー	121	118	110	172	105
トイレットペーパー	10巻	日本製	213 (現地製4巻)	458	443 (現地製)	521	380 (現地製4巻)
乾電池	単三2本	米国製	119 (現地製)	71 (現地製)	301	252	135
洗濯洗剤	1 kg	日本製	200 (現地製)	192 (現地製)	380	217	1,074
クリーニング代	Yシャツ1枚	現地クリーニング店	161	161	253	318	307
電気料金	1 kwh	住居用	10	8	47	21	10
水道料金	1 m ³	住居用	26	50	31	93	94
新聞	1 部	一般紙	16	16	15	71	49
バス	市内均一区間		32	16～32	25	79～167	46
地下鉄	初乗り		48	—	69	87～190	—
携帯	機種	iPhone 5 16G	85,454	75,111	47,550	78,595	76,719
	基本料金／月		743	937	2,536	4,312	7,675
	通話料金／分		4	4	2	11	4
映画チケット	大人1名	時間帯により変動	888～2,262	969～1,131	634～1,426	914	552～1,074

【調査場所】 いずれも日本製品を扱う、比較的高級なスーパーマーケット。
 上海 カルフール古北店、しんせん館古北店、ローソン国際貿易中心店
 大連 カルフール西安路店、ローソン森ビル店
 バンコク トップス、フジスーパー
 シンガポール コールドストレージ、明治屋
 サハリン ユジノサハリンスク市シティモール、携帯電話ショップ「スヴィズノイ」

【換算レート】 2013年10月31日仲値
 1 中国元=16.16円 1 タイバーツ=3.17円 1 シンガポールドル=79.55円 1 ロシアルーブル=3.07円

主要経済指標（1）

年月	鉱工業指数											
	生産指数				出荷指数				在庫指数			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)	22年=100 季調値	前 期 比 (%)
21年度	96.7	△ 6.6	91.4	△ 9.5	96.9	△ 6.0	91.5	△ 9.2	96.8	△10.3	93.9	△10.5
22年度	99.9	3.3	99.4	8.8	99.7	2.9	99.2	8.4	96.6	△ 0.2	92.1	△ 1.9
23年度	101.5	1.6	98.7	△ 0.7	102.5	2.8	97.7	△ 1.5	104.6	8.3	103.2	12.1
24年度	99.5	△ 2.0	95.8	△ 2.9	100.3	△ 2.1	95.9	△ 1.8	102.8	△ 1.7	100.4	△ 2.7
24年 7～9月	99.3	△ 2.9	95.9	△ 3.2	99.2	△ 3.2	94.6	△ 4.3	107.7	△ 1.1	112.2	1.8
10～12月	96.7	△ 2.6	94.1	△ 1.9	98.0	△ 1.2	93.4	△ 1.3	108.4	0.6	110.4	△ 1.6
25年 1～3月	100.8	4.2	94.7	0.6	102.3	4.4	97.2	4.1	105.8	△ 2.4	106.6	△ 3.4
4～6月	100.3	△ 0.5	96.1	1.5	100.2	△ 2.1	95.4	△ 1.9	107.1	1.2	107.0	0.4
7～9月	p100.4	0.1	97.7	1.7	p100.4	0.2	96.0	0.6	p106.7	△ 0.4	108.3	1.2
24年 9月	97.3	△ 1.8	94.0	△ 2.2	96.4	△ 3.6	93.0	△ 2.5	107.7	△ 0.2	112.2	0.0
10月	96.5	△ 0.8	94.3	0.3	97.2	0.8	93.3	0.3	107.8	0.1	112.2	0.0
11月	97.2	0.7	93.4	△ 1.0	98.2	1.0	91.8	△ 1.6	107.9	0.1	111.8	△ 0.4
12月	96.5	△ 0.7	94.7	1.4	98.6	0.4	95.2	3.7	108.4	0.5	110.4	△ 1.3
25年 1月	100.6	4.2	94.1	△ 0.6	103.0	4.5	96.3	1.2	107.9	△ 0.5	108.6	△ 1.6
2月	102.5	1.9	94.9	0.9	103.1	0.1	98.0	1.8	108.6	0.6	107.3	△ 1.2
3月	99.2	△ 3.2	95.0	0.1	100.9	△ 2.1	97.2	△ 0.8	105.8	△ 2.6	106.6	△ 0.7
4月	99.3	0.1	95.9	0.9	101.2	0.3	95.8	△ 1.4	103.2	△ 2.5	107.4	0.8
5月	101.7	2.4	97.7	1.9	101.8	0.6	96.8	1.0	102.4	△ 0.8	107.0	△ 0.4
6月	99.8	△ 1.9	94.7	△ 3.1	97.7	△ 4.0	93.7	△ 3.2	107.1	4.6	107.0	0.0
7月	100.9	1.1	97.9	3.4	101.2	3.6	95.6	2.0	104.6	△ 2.3	108.7	1.6
8月	100.0	△ 0.9	r 97.0	△ 0.9	99.6	△ 1.6	r 95.5	△ 0.1	106.6	1.9	r 108.5	△ 0.2
9月	p100.2	0.2	r 98.3	1.3	p100.3	0.7	96.9	1.5	p106.7	0.1	108.3	△ 0.2
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 鉱工業生産指数の年度は原指数による。
■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	大型小売店販売額											
	大型店計				百貨店				スーパー			
	北海道		全国		北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前 年 同 月 比 (%)	億円	前 年 同 月 比 (%)	百万円	前 年 同 月 比 (%)	億円	前 年 同 月 比 (%)	百万円	前 年 同 月 比 (%)	億円	前 年 同 月 比 (%)
21年度	920,855	△ 1.4	195,675	△ 5.3	246,086	△13.1	70,544	△10.1	674,769	3.7	125,131	△ 2.4
22年度	935,299	△ 2.1	195,785	△ 1.5	220,233	△10.5	67,267	△ 4.6	715,067	1.1	128,518	0.3
23年度	948,544	0.3	197,008	0.1	214,071	△ 2.8	67,231	△ 0.1	734,473	1.2	129,777	0.2
24年度	949,656	0.1	195,551	△ 0.7	211,547	△ 1.2	66,493	△ 1.1	738,108	0.5	129,058	△ 0.6
24年 7～9月	229,509	△ 0.5	47,391	△ 1.6	49,865	△ 2.5	15,447	△ 2.6	179,644	0.1	31,944	△ 1.1
10～12月	259,369	0.6	53,350	0.0	60,405	△ 0.4	19,053	△ 1.2	198,964	0.9	34,297	0.7
25年 1～3月	230,377	0.4	47,709	△ 0.8	52,406	△ 0.2	16,465	0.6	177,971	0.6	31,245	△ 1.5
4～6月	234,190	1.6	47,782	1.4	49,937	2.2	15,992	3.0	184,253	1.5	31,790	0.7
7～9月	p 232,669	1.4	48,009	0.5	p 49,768	△ 0.2	15,504	0.4	p 182,901	1.8	32,505	0.6
24年 9月	71,667	0.8	14,700	△ 0.2	15,545	△ 3.3	4,693	△ 0.8	56,122	2.0	10,007	0.1
10月	77,381	△ 0.0	15,672	△ 2.4	17,748	0.4	5,349	△ 3.0	59,633	△ 0.2	10,323	△ 2.1
11月	78,012	0.6	16,630	1.6	17,909	△ 0.2	5,985	1.6	60,103	0.9	10,645	1.6
12月	103,976	1.0	21,048	0.7	24,748	△ 1.1	7,719	△ 2.1	79,228	1.7	13,329	2.3
25年 1月	79,426	0.6	16,872	△ 2.9	18,534	△ 1.6	5,907	△ 1.1	60,892	1.3	10,965	△ 3.9
2月	69,317	△ 1.9	14,239	△ 2.9	14,904	△ 1.7	4,669	△ 0.5	54,413	△ 1.9	9,570	△ 4.0
3月	81,634	2.2	16,598	3.5	18,968	2.3	5,888	3.4	62,666	2.2	10,710	3.6
4月	77,298	△ 0.5	15,508	△ 1.0	16,353	△ 0.9	5,154	△ 0.6	60,946	△ 0.3	10,354	△ 1.2
5月	77,681	0.8	15,889	0.9	16,363	0.9	5,252	2.4	61,318	0.7	10,637	0.1
6月	79,211	4.7	16,385	4.5	17,221	6.7	5,586	7.1	61,990	4.2	10,799	3.2
7月	79,929	△ 0.7	17,127	△ 0.7	17,914	△ 4.9	6,041	△ 2.7	62,015	0.6	11,086	0.4
8月	r 78,933	2.0	r 15,823	0.9	15,684	1.3	4,653	2.4	r 63,249	2.2	r 11,170	0.2
9月	p 73,806	3.0	p 15,059	1.7	p 16,170	4.0	4,811	2.5	p 57,636	2.7	10,248	1.2
資料	経済産業省、北海道経済産業局											

■ 大型小売店販売額の前年同月比は全店ベースによる。
■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

主要経済指標（2）

年月	コンビニエンスストア販売額				消費者物価指数（総合）				円相場 (東京市場)	日経 平均 株価
	北海道		全国		北海道		全国			
	百万円	前 年 同 月比(%)	億円	前 年 同 月比(%)	22年=100	前 年 同 月比(%)	22年=100	前 年 同 月比(%)	円／ドル	円 月(期)末
21年度	430,922	0.1	79,383	△ 1.5	100.1	△ 2.9	100.4	△ 1.7	92.80	11,090
22年度	447,951	4.0	82,657	4.1	99.9	0.1	99.9	△ 0.4	85.69	9,755
23年度	477,426	6.2	89,758	7.6	100.3	0.4	99.8	△ 0.1	79.05	10,084
24年度	498,629	3.2	95,423	3.3	100.3	△ 0.1	99.5	△ 0.3	83.08	12,398
24年 7～9月	134,456	2.8	25,251	2.2	99.8	△ 0.4	99.4	△ 0.4	78.62	8,870
10～12月	127,188	3.1	24,152	2.4	100.0	0.0	99.4	△ 0.2	81.16	10,395
25年 1～3月	116,016	2.5	22,684	3.0	100.6	0.0	99.3	△ 0.6	92.38	12,398
4～6月	124,527	2.9	24,313	4.2	100.7	0.1	99.8	△ 0.3	98.74	13,677
7～9月	136,948	1.9	26,340	4.3	101.3	1.5	100.3	0.9	98.94	14,456
24年 9月	42,831	5.3	7,975	2.7	100.0	0.0	99.6	△ 0.3	78.17	8,870
10月	42,382	3.3	8,057	2.2	99.9	0.0	99.6	△ 0.4	78.97	8,928
11月	40,395	2.6	7,741	1.9	99.6	△ 0.1	99.2	△ 0.2	80.87	9,446
12月	44,411	3.5	8,354	3.0	100.4	0.3	99.3	△ 0.1	83.64	10,395
25年 1月	39,221	3.9	7,542	4.2	100.6	0.3	99.3	△ 0.3	89.18	11,139
2月	36,290	△ 0.7	7,033	△ 0.7	100.6	0.2	99.2	△ 0.7	93.21	11,559
3月	40,505	4.1	8,108	5.1	100.7	△ 0.6	99.4	△ 0.9	94.75	12,398
4月	39,199	1.7	7,789	2.5	100.6	△ 0.5	99.7	△ 0.7	97.71	13,861
5月	41,973	2.6	8,252	4.2	100.6	0.0	99.8	△ 0.3	101.08	13,775
6月	43,355	4.4	8,272	5.8	100.9	0.7	99.8	0.2	97.43	13,677
7月	46,957	3.2	9,014	4.8	100.9	1.2	100.0	0.7	99.71	13,668
8月	47,219	2.3	9,047	4.3	101.0	1.4	100.3	0.9	97.87	13,389
9月	42,772	△ 0.1	8,280	3.8	101.9	1.9	100.6	1.1	99.24	14,456
資料	経済産業省、北海道経済産業局				総務省				日本銀行	日本経済新聞社

■コンビニエンス販売額の前年同月比は全店ベースによる。 ■年度及び四半期の数値は、月平均値。

■円相場は対米ドル、インターバンク中心相場の月中平均値。

年月	乗用車新車登録台数									
	北海道								全国	
	合計		普通車		小型車		軽乗用車		普・小・軽・計	
	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)	台	前年同月比(%)
21年度	160,116	6.7	49,078	25.4	66,223	4.3	44,815	△ 5.6	4,175,457	6.8
22年度	152,734	△ 4.6	46,592	△ 5.1	62,462	△ 5.7	43,680	△ 2.5	3,788,315	△ 9.3
23年度	157,858	3.4	47,806	2.6	63,715	2.0	46,337	6.1	4,009,988	5.9
24年度	176,847	12.0	49,142	2.8	68,527	7.6	59,178	27.7	4,439,092	10.7
24年 7～9月	45,787	11.9	13,103	4.9	18,289	5.8	14,395	29.3	1,138,766	16.4
10～12月	34,393	3.5	9,234	△12.9	13,688	11.5	11,471	10.7	907,802	△ 2.8
25年 1～3月	49,796	△ 7.2	14,414	△12.7	18,221	△14.0	17,161	7.7	1,315,646	△ 9.2
4～6月	46,445	△ 0.9	12,282	△ 0.9	17,557	△ 4.2	16,606	2.8	995,698	△ 7.5
7～9月	49,639	8.4	13,168	0.5	18,098	△ 1.0	18,373	27.6	1,158,632	1.7
24年 9月	14,620	△ 3.2	4,444	△10.5	5,833	△ 1.0	4,343	2.3	377,737	△ 3.7
10月	12,306	0.7	3,122	△16.9	5,073	7.0	4,111	10.5	299,334	△ 6.7
11月	12,603	6.7	3,424	△ 7.6	4,945	13.6	4,234	12.6	324,422	0.2
12月	9,484	3.1	2,688	△14.6	3,670	15.6	3,126	8.5	284,046	△ 2.0
25年 1月	11,161	△ 6.7	3,067	△12.3	3,888	△16.0	4,206	9.6	332,066	△ 7.4
2月	13,913	△ 4.8	3,937	△10.3	4,908	△13.1	5,068	10.7	412,889	△ 8.1
3月	24,722	△ 8.7	7,410	△14.2	9,425	△13.7	7,887	5.0	570,691	△11.0
4月	14,763	2.1	3,870	5.3	5,913	△ 1.2	4,980	3.8	308,556	0.7
5月	13,877	△ 0.8	3,773	1.1	4,956	△ 2.5	5,148	△ 0.6	308,436	△ 8.7
6月	17,805	△ 3.3	4,639	△ 6.9	6,688	△ 7.9	6,478	4.9	378,706	△12.5
7月	18,862	0.6	4,908	△ 3.9	7,396	△ 5.2	6,558	12.3	401,937	△ 9.7
8月	12,797	3.1	3,460	△ 2.6	4,621	△ 0.7	4,716	12.0	310,691	△ 1.6
9月	17,980	23.0	4,800	8.0	6,081	4.3	7,099	63.5	446,004	18.1
資料	(社)日本自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会									

主要経済指標 (3)

年月	新設住宅着工戸数				公共工事請負金額				機械受注実績	
	北海道		全国		北海道		全国		全国	
	戸	前年同月比(%)	百戸	前年同月比(%)	百万円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)	億円	前年同月比(%)
21年度	27,616	△23.4	7,753	△25.4	937,665	9.3	123,776	4.9	77,405	△20.4
22年度	29,922	8.4	8,190	5.6	819,440	△12.6	112,827	△8.8	84,480	9.1
23年度	31,573	5.5	8,412	2.7	749,583	△8.5	112,249	△0.5	89,742	6.2
24年度	35,523	12.5	8,930	6.2	776,431	3.6	123,820	△10.3	87,026	△3.0
24年 7～9月	10,094	15.6	2,271	△1.1	272,804	15.1	35,292	13.3	22,058	△4.6
10～12月	10,713	19.7	2,403	15.0	109,800	△6.7	30,937	17.7	20,296	△0.8
25年 1～3月	5,439	5.6	2,097	5.1	101,806	△20.7	25,084	△6.0	23,202	△4.6
4～6月	9,789	5.5	2,413	11.8	350,188	19.9	40,700	25.2	22,849	6.4
7～9月	10,484	3.9	2,573	13.3	351,789	29.0	43,227	22.5	24,175	9.6
24年 9月	3,300	38.1	742	15.5	68,125	△8.0	11,775	△1.9	8,956	△7.8
10月	4,303	31.2	843	25.2	60,807	10.0	13,721	28.2	6,233	1.2
11月	3,517	1.5	801	10.3	29,245	△29.1	8,972	6.2	6,630	0.3
12月	2,893	31.0	759	10.0	19,748	△6.4	8,243	15.6	7,433	△3.4
25年 1月	1,407	5.8	693	5.0	12,679	18.6	6,039	6.7	5,344	△9.7
2月	1,496	△28.2	690	3.0	17,764	32.3	6,708	△4.8	6,324	△11.3
3月	2,536	45.8	715	7.3	71,363	△31.5	12,338	△11.7	11,535	2.4
4月	3,347	1.4	779	5.8	107,337	△9.9	15,991	28.6	6,951	△1.1
5月	2,878	5.8	798	14.5	115,998	40.8	10,842	24.8	7,482	16.5
6月	3,564	9.4	837	15.3	126,853	40.1	13,868	21.7	8,416	4.9
7月	3,100	△6.7	845	12.0	160,202	47.8	15,725	29.4	7,136	6.5
8月	3,486	0.4	843	8.8	103,628	7.6	12,267	7.9	7,060	10.3
9月	3,898	18.1	885	19.4	87,959	29.1	15,235	29.4	9,978	11.4
資料	国土交通省				北海道建設業信用保証(株)				内閣府	

■船舶・電力を除く民需(原系列)。

年月	来道客数		有効求人倍率(常用)		完全失業率		企業倒産件数(負債総額1,000万円以上)			
	北海道		北海道	全国	北海道	全国	北海道		全国	
	千人	前年同月比(%)	倍 原数値		% 原数値		件	前年同月比(%)	件	前年同月比(%)
21年度	11,588	△5.7	0.35	0.42	5.2	5.2	489	△34.0	14,732	△8.8
22年度	11,219	△3.2	0.41	0.51	5.2	5.0	456	△6.7	13,065	△11.3
23年度	10,768	△4.0	0.46	0.62	5.2	4.5	464	1.8	12,707	△2.7
24年度	11,698	8.6	0.57	0.74	5.1	4.3	432	△6.9	11,719	△7.8
24年 7～9月	3,677	5.0	0.56	0.73	5.0	4.3	108	3.8	2,924	△5.9
10～12月	2,825	6.5	0.61	0.78	4.7	4.0	90	△11.8	2,889	△6.9
25年 1～3月	2,510	2.5	0.64	0.82	5.0	4.2	110	△18.5	2,779	△12.7
4～6月	2,851	6.1	0.62	0.74	5.1	4.2	96	△22.6	2,841	△9.1
7～9月	3,838	4.4	0.74	0.84	3.7	4.0	76	△29.6	2,664	△8.9
24年 9月	1,167	2.9	0.60	0.76	5.0	4.2	34	21.4	931	△6.9
10月	1,069	5.4	0.61	0.77	↑	4.1	34	9.7	1,035	6.0
11月	864	8.6	0.61	0.78	4.7	4.0	31	△18.4	964	△11.9
12月	892	5.8	0.61	0.79	↓	4.0	25	△24.2	890	△13.7
25年 1月	776	1.6	0.61	0.81	↑	4.2	28	△15.2	934	△5.1
2月	822	4.1	0.65	0.83	5.0	4.2	39	△22.0	916	△11.7
3月	912	1.9	0.65	0.82	↓	4.3	43	△17.3	929	△19.9
4月	785	4.3	0.61	0.74	↑	4.4	31	△24.4	899	△10.4
5月	988	7.6	0.61	0.73	5.1	4.2	31	△24.4	1,045	△8.9
6月	1,078	6.2	0.65	0.75	↓	3.9	34	△19.0	897	△8.0
7月	1,185	5.4	0.70	0.80	↑	3.9	27	△18.2	1,025	△0.0
8月	1,431	3.3	0.74	0.84	3.7	4.1	27	△34.1	819	△15.3
9月	1,222	4.6	0.77	0.88	↓	3.9	22	△35.3	820	△11.9
資料	(社)北海道観光振興機構		厚生労働省 北海道労働局		総務省		(株)東京商工リサーチ			

■年度および四半期の数値は月平均値。

主要経済指標（４）

年月	通関実績							
	輸出				輸入			
	北海道		全国		北海道		全国	
	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	百万円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
21年度	322,642	△14.5	590,079	△17.1	977,663	△37.0	538,209	△25.2
22年度	342,527	6.2	677,888	14.9	1,228,540	25.7	624,567	16.0
23年度	374,431	9.3	652,885	△ 3.7	1,636,327	33.2	697,106	11.6
24年度	401,806	7.3	639,405	△ 2.1	1,698,185	3.8	721,139	3.4
24年 7～9月	91,632	△ 5.8	157,145	△ 8.2	381,817	2.3	175,797	0.3
10～12月	103,916	13.8	154,297	△ 5.5	432,975	2.3	175,887	0.5
25年 1～3月	110,326	18.2	163,527	1.2	510,388	9.4	191,316	8.0
4～6月	110,834	15.5	176,044	7.1	434,396	16.5	196,691	10.4
7～9月	p 113,033	23.4	177,153	12.7	p 443,646	16.2	p 206,470	17.4
24年 9月	26,126	△25.7	53,579	△10.3	127,571	6.3	59,261	4.2
10月	39,925	31.6	51,480	△ 6.5	149,170	12.7	57,042	△ 1.5
11月	31,801	△ 1.3	49,832	△ 4.1	135,158	△ 7.7	59,402	0.9
12月	32,190	11.9	52,985	△ 5.8	148,647	2.8	59,443	1.9
25年 1月	33,529	18.5	47,986	6.3	183,811	19.2	64,321	7.1
2月	29,241	1.5	52,831	△ 2.9	161,883	4.2	60,645	12.0
3月	47,556	31.1	62,710	1.1	164,694	5.0	66,379	5.6
4月	38,934	0.5	57,766	3.8	167,019	11.9	66,615	9.5
5月	33,892	22.3	57,667	10.1	152,280	27.8	67,648	10.1
6月	38,008	28.9	60,610	7.4	115,097	10.0	62,428	11.8
7月	36,608	9.0	59,605	12.2	r 132,600	16.1	69,900	19.7
8月	r 36,449	14.2	57,829	14.6	r 166,003	18.6	r 67,508	16.1
9月	p 39,976	53.0	59,719	11.5	p 145,043	13.7	p 69,063	16.5
資料	財務省、函館税関							

■ 「p」は速報値、「r」は修正値。

年月	預貸金（国内銀行）							
	預金				貸出			
	北海道		全国		北海道		全国	
	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)	億円	前年同月比 (%)
21年度	134,970	3.9	5,796,078	2.6	92,746	1.9	4,161,697	△ 1.4
22年度	138,014	2.3	5,972,665	3.0	92,986	0.3	4,137,911	△ 0.6
23年度	141,957	2.9	6,101,225	2.2	93,892	1.0	4,174,298	0.9
24年度	143,971	1.4	6,299,507	3.2	93,447	△ 0.5	4,267,338	2.2
24年 7～9月	140,199	2.0	6,087,754	2.6	93,474	1.2	4,183,535	1.5
10～12月	140,458	1.6	6,114,434	2.4	92,592	0.4	4,212,603	1.9
25年 1～3月	143,971	1.4	6,299,507	3.2	93,447	△ 0.5	4,267,338	2.2
4～6月	142,983	2.1	6,339,434	4.3	90,977	△ 0.7	4,241,324	2.5
7～9月	142,653	1.8	6,346,069	4.2	93,173	△ 0.3	4,291,300	2.6
24年 9月	140,199	2.0	6,087,754	2.6	93,474	1.2	4,183,535	1.5
10月	139,010	2.1	6,023,574	2.1	92,312	0.9	4,144,273	1.3
11月	138,801	1.4	6,052,968	1.7	91,774	0.6	4,153,290	1.5
12月	140,458	1.6	6,114,434	2.4	92,592	0.4	4,212,603	1.9
25年 1月	138,936	1.8	6,096,672	2.4	91,448	△ 0.3	4,192,191	2.2
2月	139,295	2.0	6,127,674	2.9	91,776	△ 0.3	4,202,686	2.3
3月	143,971	1.4	6,299,507	3.2	93,447	△ 0.5	4,267,338	2.2
4月	141,822	1.1	6,292,678	3.8	92,189	△ 1.1	4,219,814	2.3
5月	141,502	1.6	6,315,519	4.1	91,135	△ 0.9	4,223,042	2.7
6月	142,983	2.1	6,339,434	4.3	90,977	△ 0.7	4,241,324	2.5
7月	141,450	2.1	6,280,875	4.2	90,840	△ 0.5	4,238,662	2.8
8月	142,889	3.0	6,275,316	4.3	91,195	△ 0.1	4,243,083	2.9
9月	142,653	1.8	6,346,069	4.2	93,173	△ 0.3	4,291,300	2.6
資料	日本銀行							



調査レポート 2013.12月号 (No.209)

平成25年 (2013年) 11月発行

発行 株式会社 北洋銀行

企画・制作 株式会社 北海道二十一世紀総合研究所 調査部

電話 (011) 231-8681

＜本誌は、情報の提供のみを目的としています。投資などの最終判断は、ご自身でなされるようお願いいたします。＞



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用



この印刷物は環境にやさしい「大豆インキ」
古紙配合率100%紙を使用しています。